

お客さま 各位

株式会社 千葉銀行

「生体認証特約」改定のお知らせ

当行では、2023年7月10日より、法人キャッシュカード券面のお客さま名の表示を変更いたします。これに伴い、下記の規定を改定いたしますのでお知らせいたします。改定後の規定は、当行ホームページに掲載させていただきます。

記

1. 改定日

2023年7月10日（月）

2. 改定を行う規定

「生体認証特約」

改定後の規定については、[こちら](#)をご覧ください。

3. 改定の内容について

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| 1. ～7. (省略) (新設) | 1. ～7. (現行通り) 8. (法人カードの利用者) <u>法人カードの生体情報登録に伴いカード利用者を届け出た場合、いかなるときも当該利用者をキャッシュカードの届出利用者とします。</u> |
| 8. (代理人) <u>当行所定の手続により、代理人カード（法人副カードを含む）を発行することができます。（ただし、ローンカードは代理人カードは発行できません。）</u> 代理人が生体認証取引を行う場合、代理人の生体情報（指静脈パターン）を登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、 <u>本人または代理人の本人確認資料</u> その他当行所定の書類を提出するものとします。当行が代理人の確認を相応の注意を持って行ったうへは、本人が指定された正式な代理人として、当行は生体情報（指静脈パターン）の登録をいたします。 | 9. (代理人カード[法人副カード]) <u>当行所定の手続により、本人（法人カードの届出利用者を含む）に代わり代理人が利用する代理人カード（法人副カードを含む）を発行することができます。（ただし、ローンカードは代理人カードは発行できません。）</u> 代理人が生体認証取引を行う場合、代理人の生体情報（指静脈パターン）を登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、 <u>代理人の本人確認資料</u> その他当行所定の書類を提出するものとします。当行が代理人の確認を相応の注意を持って行ったうへは、本人が指定された正式な代理人として、当行は生体情報（指静脈パターン）の登録をいたします。 |

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>9. (個人情報取扱の同意) (省 略)</p> <p>10. (特約の変更等) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>10. (個人情報取扱の同意) (現行通り)</p> <p>11. (特約の変更等) (現行通り)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |

※上記は改定部分のみを記載しております。

以上